

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月5日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第5号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第2条 開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、館長(図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第1項の館長をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>開館時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>閲覧室</td><td>9時から20時まで</td></tr><tr><td>郷土資料室</td><td>9時から17時まで</td></tr><tr><td>児童図書閲覧室</td><td>10時から17時まで</td></tr><tr><td>新聞閲覧室</td><td>9時から20時まで</td></tr></tbody></table> <p>(休館日)</p> <p>第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、新聞閲覧室は、無休とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	区分	開館時間	閲覧室	9時から20時まで	郷土資料室	9時から17時まで	児童図書閲覧室	10時から17時まで	新聞閲覧室	9時から20時まで	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(分室)</p> <p>第2条 <u>図書館の分室として好生館分室を佐賀市に置く。</u></p> <p>(開館時間等)</p> <p>第3条 <u>図書館の開館時間は、9時から20時までとする。ただし、資料調査室及び児童図書閲覧室の利用時間は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>資料調査室</td><td>9時から17時まで</td></tr><tr><td>児童図書閲覧室</td><td>10時から17時まで</td></tr></tbody></table> <p>2 <u>好生館分室の利用時間は、8時30分から17時30分までとする。</u></p> <p>3 <u>館長(図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第1項の館長をいう。以下同じ。)は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間又は利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 <u>図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、新聞閲覧室は、無休とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	区分	利用時間	資料調査室	9時から17時まで	児童図書閲覧室	10時から17時まで
区分	開館時間																
閲覧室	9時から20時まで																
郷土資料室	9時から17時まで																
児童図書閲覧室	10時から17時まで																
新聞閲覧室	9時から20時まで																
区分	利用時間																
資料調査室	9時から17時まで																
児童図書閲覧室	10時から17時まで																

<p>2 館長は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、<u>臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第4条 館長は、館内の秩序を乱すおそれがあると認める者その他館長が管理上支障があると認める者に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p>	<p>2 好生館分室の休室日は、前項各号に定める日及び日曜日とする。</p> <p>3 館長は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、<u>臨時に開館し、若しくは開室し、又は休館し、若しくは休室することができる。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第5条 館長は、館内又は好生館分室内の秩序を乱すおそれがあると認める者その他館長が管理上支障があると認める者に対し、入館若しくは入室を禁じ、又は退館若しくは退室を命ずることができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年5月7日から施行する。  
(教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部改正)
- 教育委員会の権限の委任等に関する規則(平成24年佐賀県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる権限にあっては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 佐賀県立図書館協議会条例施行規則(昭和32年佐賀県教育委員会規則第7号)第2条並びに佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号) <u>第2条ただし書、第3条第2項及び第4条に規定する事務の権限</u> 佐賀県立図書館処務規則(平成24年佐賀県規則第44号)に規定する館長の職にある者</p> <p>(2)~(5) 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる権限にあっては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 佐賀県立図書館協議会条例施行規則(昭和32年佐賀県教育委員会規則第7号)第2条並びに佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号) <u>第3条第3項、第4条第3項及び第5条に規定する事務の権限</u> 佐賀県立図書館処務規則(平成24年佐賀県規則第44号)に規定する館長の職にある者</p> <p>(2)~(5) 略</p>